

## 大型街路灯共架技術基準

東電タウンプランニング株式会社

2019年4月1日 発効

### (適用範囲)

第1条 共架事業者が所有する道路街路灯，及び大型街路灯（以下，**街路灯**という）を東京電力パワーグリッド株式会社（以下，**東電PG**という）の電柱へ取り付ける共架工事は，この共架技術基準により実施するものとし，東電タウンプランニング（以下，**当社**という）は，この基準に基づいて良否判断や検分等を行う。また，道路建設，又は道路拡張等で街路灯が道路管理者へ最終的に移管される場合も，これらの工事も当技術基準に則り行うこと。

なお，街路灯のうち，個人利用目的のものは，共架の公共性の考え方から，基本的には共架は認めない。

### (共架設備の種類)

第2条 東電PGの電柱に共架する共架事業者の街路灯は，灯器，及びこれに附属する配線設備（以下道路街路灯という）を指し，別紙1（需用家電気用品標準規格）に適合するものとする。

### (共架可能な電柱)

第3条 街路灯を共架する場合の東電PG電柱は，交通信号機装置設置柱以外とし，次のとおりとする。ただし，東電PGの承諾を得た場合は，この限りではない。

- ・市街地 歩車道の区別ある道路で，歩車道の境界付近に建柱されているもの
- ・市街地外 特に限定せず

2. 次の東電PG電柱には，原則として共架は行わないものとする。

- ・高圧ケーブル立上り装置柱，又は通信ケーブル立ち上がり柱
- ・変圧器をハンガー装柱により施設していない電柱

### (共架位置)

第4条 共架事業者の街路灯の取付位置は，次による。

- (1) 街灯の最下端は，地表上 6.2m以上とし，電柱の接地線入口をふさがない位置に取付ける。
- (2) 本線（低圧）との離隔距離（垂直方向）は下 1 m以上とする。
- (3) 共架通信線との離隔距離は通信線に 600Vゴム絶縁電線以上の絶縁効力のあるものを使用する場合は 0.3m以上，その他の電線を使用の場合は 0.6m以上とする。

(設備の施設)

第5条 共架電柱における街路灯の取付けは、次による。

1. バンドにより堅固に取付けること。
2. 自動点滅器は、器具の上方で器具になるべく近い位置、もしくは器具へ直接堅固に取付け、確実に動作すること。
3. 街路灯設備の接地は、原則として設けないものとする。

(引下線の施設)

第6条 共架電柱における引下線の施設は、次のとおりとする。

1. 引下線は2.0mmのVVRケーブル、又はVVFケーブル(以下、ケーブルという)を使用すること。
2. ケーブルはバンドで支持し、支持点間の距離は1m以内とする。その際、ケーブル端末部、又は腕金の施設等によりやむを得ない場合を除き、ケーブルと電柱表面は密着させること。
3. ケーブルの本線側端末付近、及び街路灯側端末付近は、容易に動かないよう、端末に近い箇所で固定すること。
4. 接続箇所は、本線および自動点滅器との接続点、ならびに街路灯のリード線との接続点のみとし、ケーブル途中での接続は行わないこと。
5. 低圧線とケーブルの接続箇所には、原則として引込線保護装置は設けないこと。
6. ケーブルの引下げ位置は、別紙2によるものとする。

(その他)

第7条 東電PGと個別に協定が締結され有効である場合は、これらに規定されているものに、準拠し、施設すること。

以上

(以下余白)

## 1. 総 則

### 1・1 適用範囲

この規格は、当社配電柱に取付ける街路灯器具（付属金具類を含む。以下、同じ）について適用する。

## 2. 構造・寸法・材料

### 2・1 構造一般

器具は、次の各号に適合しなければならない。

- (1) 看板または商店装飾などを目的とする付属品を設けないものであること。
- (2) 電気用品取締法の適用を受ける部分は、同法に合格したものを使用していること。
- (3) 器具は、丈夫で耐久性に富み、かつ本柱に堅固に取付けられるものであること。
- (4) 器具の取付バンド、及び付属金具類は、亜鉛メッキ等の防錆処理を施した軟鋼板製で、かつ容易に取付け、取外しができること。
- (5) 器具を使用状態に取付けた状態で取付面より 10cm 突出した位置に 70kg の荷重がかかってもこれに耐えること。
- (6) 重量は、付属金具類を含め 100kg 以下のこと。
- (7) 器具内配線、及び導線の導体断面積は、 $0.9\text{mm}^2$  以上のこと。
- (8) 白熱電灯もしくは水銀灯ソケットに接続する電線には、ゴム系絶縁電線を用いていること。

### 2・2 寸 法

付図、及び付票による。

### 2・3 高圧ナトリウム灯の扱い

高圧ナトリウム灯等の高圧放電灯については、放電による昇柱作業者の危険防止のため、当規格の他に、東電 PG 認定品又は（社）日本照明機器工業会の認定した機器に限り共架を認める。

共架に際しては、申込み前に当社に連絡し協議すること。

## 3. 試 験

### 3・1 構造検査

2の構造、寸法・材料、及び4の表示について検査する。

### 3・2 絶縁抵抗試験

試験品を使用状態に取付け、500V絶縁抵抗計で、各極間、および充電部と非充電部との間の絶縁抵抗を測定し、5MΩ以上であること。

### 3・3 荷重試験

試験品を取付状態に設置し、取付面より 10cm 突出した器具上部に垂直方向に 880N (90kgf) の荷重をかけたまま 1 分間放置しても器具の破損、もしくは著しい変形がないこと。

## 4. 表示

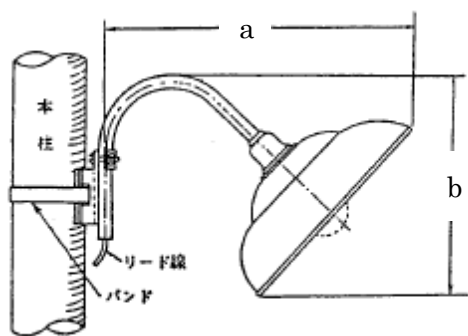
### 4・1 標示札

標示札器具には、所有者などを記入できる金属、又はプラスチック製の標示札を設けなければならない。

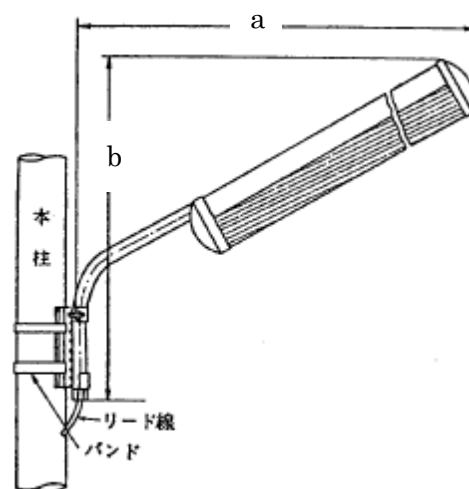
以上

付図 本柱取付街路灯器具の構造図

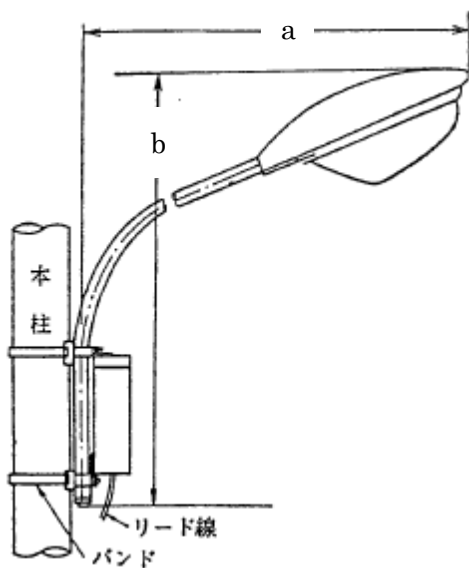
(1) 白熱電灯器具例



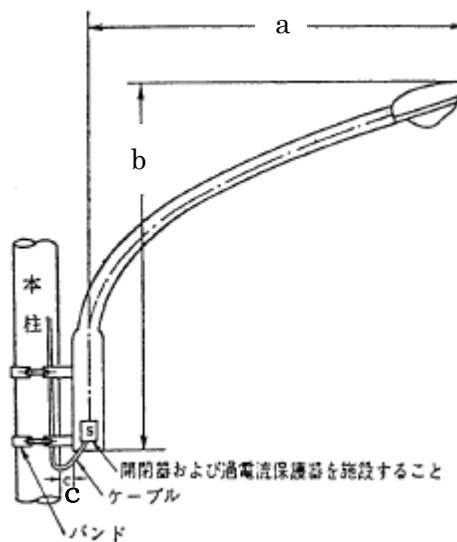
(2) 蛍光灯器具例



(3) 水銀灯器具（小形）例



(4) 水銀灯器具（大形）例



〔付表・1〕 本柱取付街路灯器具の寸法表

		a 突出長	b 高さ	c 柱体との距離
白熱電灯器具		1000mm 以下	1000mm 以下	
蛍光灯器具				
水銀灯器具 および 高圧放電灯	小形	3000mm 以下	3100mm 以下	40mm 以上
	大形			

〔付表・2〕 取付バンドの寸法

寸法		厚さ	幅
使用する光具の光源			
白熱電灯		1.2mm以上	15.0mm以上
蛍光灯		1.6mm以上	25.0mm以上
水銀灯	小形	1.6 mm以上	25.0mm以上
	大形	4.5 mm以上	50.0 mm 以上

